

平成27年第10回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成27年10月13日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	選 第 3 号 小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について
第3	議案第43号 小金井市図書館協議会委員の委嘱について
第4	報 告 事 項 1 平成27年第3回小金井市議会定例会について
	2 小金井市立小学校通学路防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(案)について
	3 国立大学法人東京学芸大学との協働研究における連携協力校の決定について
	4 第3次小金井市子ども読書活動推進計画について
	5 2015「青少年のための科学の祭典」東京大会in小金井について
	6 その他
	7 今後の日程
第5	議案第44号 職員の分限処分について
第6	報 告 事 項 8 教育職員に係る服務事故の処分発令について

選第3号

小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について

小金井市奨学資金運営委員会委員（1人）の推薦を求める。

平成27年10月13日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本 修司

（提案理由）

教育委員会から選出されている委員が任期満了となるため、小金井市奨学資金支給条例第6条の規定により、委員を推薦する必要があるため、本案を提出するものであります。

選第3号資料

小金井市奨学資金運営委員会委員

平成27年9月30日現在

No.	職名	氏名	所属区分	任 期
1	委員長	鮎川 志津子	教育委員会委員	平成27年6月29日から平成29年6月28日まで
2	委員	福元 弘和	教育委員会委員	平成26年4月25日から平成27年9月30日まで
3	委員	不破 淳一	小金井市立学校の教職員	平成27年6月29日から平成29年6月28日まで
4	委員長 職務代理者	佐藤 玲子	小金井市立学校の教職員	平成27年6月29日から平成29年6月28日まで
5	委員	斉藤 芳司	公募による者	平成27年6月29日から平成29年6月28日まで
6	委員	坂本 敬	公募による者	平成27年6月29日から平成29年6月28日まで
7	委員	塚田 俊雄	公募による者	平成27年6月29日から平成29年6月28日まで

議案第43号

小金井市図書館協議会委員の委嘱について

小金井市図書館協議会条例第3条に定める小金井市図書館協議会委員（第14期）を別紙のとおり委嘱する。

平成27年10月13日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

（提案理由）

小金井市図書館協議会委員が、平成27年10月31日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

小金井市図書館協議会委員候補者名簿（第14期）

任期自：平成27年11月 1日

至：平成29年10月31日

氏名	所属・推薦団体等	委員歴	摘要
カンナリ シンイチ 神成 真一	小金井市立小中学校長会 (小金井第二中学校校長)	1期	1号委員 学校の代表者
カモシタ マキコ 鴨下 万亀子	小金井市子ども文庫サークル連絡 会	新規	2号委員 社会教育関係団体の 代表者
イシダ シズコ 石田 静子	小金井市社会教育委員の会議	1期	3号委員 社会教育委員
ウチダ ミホ 内田 美帆	小金井市立小中学校PTA連合会	新規	4号委員 家庭教育の向上に資する 活動を行う者
タナカ ユキオ 田中 幸夫	国立大学法人 東京農工大学	1期	5号委員 学識経験者
フナサキ タカシ 船崎 尚	元武蔵野市立中央図書館長	1期	5号委員 学識経験者
ヨシダ カズオ 吉田 和夫	玉川大学 教師教育リサーチセン ター	新規	5号委員 学識経験者
フジモリ ヨウコ 藤森 洋子	公募市民	1期	6号委員 市民公募
サカノ ショウイチ 坂野 勝一	公募市民	新規	6号委員 市民公募
ナカザト シゲコ 中里 成子	公募市民	1期	6号委員 市民公募

議案第43号資料1

小金井市図書館協議会（第14期）概要

- 1 定 員 10人
- 2 任 期 2年（平成27年11月1日～平成29年10月31日）
- 3 男女別数 男性 5人（50%） 女性 5人（50%）
- 4 平均年齢 全体平均 63歳（男性62歳・女性65歳）
最高年齢 72歳（男性） 最低年齢 46歳（女性）
- 5 再 任 等 再任者 6人（60%） 新任者 4人（40%）
- 6 選任基準 小金井市図書館協議会条例
小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

議案第43号資料2

○小金井市図書館協議会条例

平成元年3月4日条例第3号

改正

平成17年3月2日条例第7号

平成23年9月22日条例第16号

小金井市図書館協議会条例

(設置)

第1条 小金井市立図書館（以下「図書館」という。）の適正な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し小金井市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者で、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

2 前項第6号の委員は、公募によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会教育委員	日額	7,600円
--------	----	--------

を

「

社会教育委員	日額	7,600円
図書館協議会	会長	日額 8,400円
	委員	日額 7,600円

」

に改める。

付 則（平成17年3月2日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の組織から適用する。この場合において、改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成13年11月1日以降の任期についても通算して適用する。

付 則 (平成23年9月22日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市図書館協議会条例の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員の組織から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第43号資料3

○小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

平成11年4月13日制定

改正

平成13年9月1日

平成17年7月12日

平成19年4月1日

平成21年4月1日

平成23年11月1日

平成24年12月4日

小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び小金井市図書館協議会条例（平成元年条例第3号）第3条の規定に基づき、小金井市図書館協議会委員候補者（以下「候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選出基準)

第2条 候補者の選出は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

(推薦依頼方法)

第3条 候補者の推薦依頼方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 学校の代表者 小金井市立小中学校長会に対し、候補者の推薦を依頼する。
- (2) 社会教育関係団体の代表者 当該年度の小金井市社会教育関係団体の内、青少年育成館関係団体、女性問題関係団体、福祉・ボランティア・環境関係団体、及び学習・研究等各種団体に対し、候補者の推薦を依頼する。

(3) 社会教育委員 社会教育委員の会議に対し、候補者の推薦を依頼する。

(4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 小金井市立小中学校PTA連合会等に対し、候補者の推薦を依頼する。

(選出方法)

第4条 前条に基づき推薦があつた候補者及び第2条第5号に規定する学識経験者3人以内は学者等を含め、小金井市図書館協議会委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に諮り決定するものとする。

(公募委員)

第5条 第2条第6号の委員は、公募によるものとし、選考方法については別に定める。

(補欠委員)

第6条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に限り置くことができる。ただし、第2条第1号から第4号までに規定する委員の補欠委員を置く場合は、この限りでない。

(選考会議)

第7条 選考会議は、教育長、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月13日から施行する。

付 則（平成13年9月1日）

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

付 則（平成17年7月12日）

この要綱は、平成17年7月12日から施行し、この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の選出から適用する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年11月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に委嘱する委員の選出から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成24年12月4日)

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

平成27年第3回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容
1	鈴木 成夫議員	小金井市議会 民主党	平成28年施行となる障害者差別解消法に向け、小金井市における合理的配慮の考え方について 当事者と市民意見はどのように反映させるのか
2	紀 由紀子議員	小金井市議会 公明党	東京学芸大学との協定による学習支援等の推進について 取り組み内容はどうか 学力向上と全ての子供に学習の保障のために全小中学校で学習支援等を推進しないか
3	遠藤百合子議員	自由民主党 小金井市議団	市内各教育機関において、ホスピタリティ効果の高い褒める教育を心がけないか 薬物乱用防止をすすめていくために 小中学校での取り組み状況は
4	湯沢 綾子議員	自由民主党 小金井市議団	選挙権年齢の引下げに関して 学校教育における対応について問う
5	板倉 真也議員	日本共産党 小金井市議団	小中学校全ての特別教室にエアコン設置を 現在のエアコン設置状況について 都の補助を活用した場合の経費総額と市の負担総額について 今後の設置方針・計画について
6	中根 三枝議員	自由民主党 小金井市議団	教育において、学校・家庭・地域社会が連携協力する仕組みを構築することが必要と思う 中学生の職場体験ボランティア体験の実状 青少年のための科学の祭典に関わる程度 地域・スポーツの活動状況。中学生（小学校高学年も含む）のスポーツクラブの活動
7	片山 薫 議員	緑・市民自治 こがねい	教育・文化の総合的施策の大綱について 総合教育会議と教育委員会での議論は 子どもの権利条例や共生社会への視点はあるのか

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容
1	中山 克己議員	自由民主党 小金井市議団	貫井北センター事業運営委託評価と東センター事業運営委託の現状について
2	関根 優司議員	日本共産党 小金井市議団	玉川上水近隣住民のボランティアの市民の協力と行政のより良い関係を
3	片山 薫 議員	緑・市民自治 こがねい	福祉会館と公民館を利用してきた市民活動の保障を 公民館利用者の活動保障策は 公民館と社会教育の今後について
4	斎藤 康夫議員	こがねい 市民会議	福祉会館建替え問題を市民目線で考えるべき・跡地に仮福祉会館建設を 福祉会館に現存する機能のうち、現時点で仮移転先を決めている機能は何か。
5	中根 三枝議員	自由民主党 小金井市議団	教育において、学校・家庭・地域社会が連携協力する仕組みを構築することが必要と思う 中学生の職場体験ボランティア体験の実状 青少年のための科学の祭典に関わる程度 地域・スポーツの活動状況。中学生（小学校高学年も含む）のスポーツクラブの活動

小金井市立小学校通学路防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成 27 年条例第 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、市立小学校の通学路において、小金井市教育委員会が設置する防犯カメラについて、学校、地域等が行う見守り活動を補完し、児童の安全確保に資することと並行して、当該防犯カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、防犯カメラの設置及び運用（以下「設置、運用等」という。）について定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学路 小金井市立学校児童・生徒の通学路整備要綱（昭和 53 年 4 月 1 日制定）第 3 条の規定により学校長が設定し、小金井市教育委員会に報告した通学路をいう。
 - (2) 防犯カメラ 通学路における犯罪の予防及び事故の防止を目的として、通学路上の電柱等に固定して設置された一連の撮影装置であって、画像を記録する機能を有するものをいう。
 - (3) 防犯カメラの運用 防犯カメラにより撮影を行うこと、又は防犯カメラにより撮影した画像の記録、保管、再生、複製、印刷、外部提供、目的外利用もしくは消去（記録媒体の廃棄を含む。）を行うことをいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、条例において使用する例による。

（設置年月日）

第 3 条 小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 2 号の防犯カメラの設置年月日は、別表に定めるとおりとする。

(設置台数等)

第4条 規則第4条第1項第3号の防犯設置カメラの台数並びに同項第4号の防犯カメラの撮影対象区域及び防犯カメラの配置は、別表に定めるとおりとする。

(防犯カメラの設置者等)

第5条 防犯カメラの設置者は、小金井市教育委員会とする。

- 2 防犯カメラの設置、運用等の適正化を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 3 管理責任者は、学務課長とする。
- 4 管理責任者は、防犯カメラの機器操作等を行う者（以下「取扱者」という。）を学務課職員の中から指定する。

(防犯カメラの設置、運用等)

第6条 防犯カメラの設置、運用等は、設置者、管理責任者及び取扱者がこの要綱に従い適切かつ効率的に行う。

(設置の表示)

第7条 設置者は、防犯カメラ設置場所の周辺に防犯カメラが作動中である旨及び設置者名を掲載したプレート等により明示する。

(画像データの保管及び廃棄)

第8条 規則第4条第1項第8号に規定する画像データの保管場所は、管理責任者がこれを指定するものとし、施錠等により防護された場所とする。

- 2 規則第4条第1項第8号に規定する画像データの保管期間は、原則として画像データとして記録された日から7日間とする。
- 3 前項の保管期間を終了した画像データは、消去する方法又は自動的に上書きする方法により行うものとする。
- 4 規則第4条第1項第8号に規定する画像データの保管方法は、電磁的記録媒体によるものとする。
- 5 規則第4条第1項第8号に規定する電磁的記録媒体の廃棄方法は、読取りが行えないよう、破棄、裁断等の処理を行うこととする。
- 6 管理責任者は、前項に規定する記録媒体の廃棄を委託することができる。
- 7 委託等により記録媒体を廃棄する場合は、画像情報の流出、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

(画像等の情報提供の制限)

第9条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像等に関する情報を他に提供してはならない。

- (1) 画像等から識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由がある場合
合
(開示請求等)

第10条 本人から記録した自己の画像データの開示、削除又は目的外利用もしくは外部提供の中止の請求があった場合の手續は、小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）の定めるところによる。

(苦情の処理)

第11条 規則第4条第1項第10号に規定する苦情の処理は、管理責任者及び取扱者がこれに当たるものとする。

(委託に伴う措置等)

第12条 設置者は、防犯カメラの運用に伴う業務の一部を、設置者が適当と認める者（以下「委託業者等」という。）に委託することができる。

2 前項の場合において、設置者は、委託業者等と締結する委託契約等により小金井市個人情報保護条例第27条の規定に基づく個人情報の保護を図るために必要な措置を講ずるとともに、防犯カメラの保守に係る作業を委託業者等に行わせるときは、管理責任者が指定する職員を立ち合わせなければならない。

3 管理責任者は、委託契約締結に当たっては、個人情報の漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないように必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第13条 設置者、管理責任者及び取扱者は、画像等から知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に利用してはならない。設置者、管理責任者又は取扱者でなくなった後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 この要綱に定めるもののほか、設置者、管理責任者、取扱者その他防犯カメラの設置、運用等に関する事務を行う者は、小金井市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、防犯カメラの設置、運用等が個人情報に係る市民等の基本的人権を侵害することがないようにしなければならない。

(運用状況の適正な管理)

第15条 第8条第5項又は第6項に規定する電磁的記録媒体の廃棄、第9条に規定する画像等の情報提供、第10条に規定する開示請求等及び第11条に規定する苦情処理については、その運用状況を記録するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

別表 (第3条、第4条関係)

防犯カメラを設置する市立小学校 (設置台数)、撮影対象区域(配置)及び設置年月日

市立小学校名及び設置台数	撮影対象区域(配置)	設置年月日
小金井第一小学校 (5台)	(1) 第一小学校北門出入口付近 (小金井市本町一丁目1番) (2) 第一小学校正門付近 (小金井市本町一丁目1番) (3) 農工大通りと緑中央通りの交差点付近 (小金井市中町三丁目16番) (4) 中町シダレザクラ公園付近 (小金井市中町一丁目8番) (5) 東京農工大交差点付近 (小金井市中町二丁目14番)	平成28年 月 日
小金井第二小学校 (5台)	(1) 第一中学校校庭南側付近 (小金井市桜町二丁目3番) (2) 小金井特別支援学校南側付近 (小金井市本町四丁目17番)	平成28年 月 日

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 小金井街道横断歩道付近 (小金井市本町四丁目13番) (4) 5差路付近 (小金井市貫井北町三丁目28番) (5) 小金井住宅付近 (小金井市貫井北町三丁目1番) 	
<p>小金井第四小学校 (5台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 三楽の坂付近 (小金井市貫井南町三丁目6番) (2) 第四小学校南門付近 (小金井市貫井南町三丁目9番) (3) 庚申塚五差路から東側に入った付近 (小金井市貫井南町四丁目19番) (4) 貫井けやき公園付近 (小金井市貫井南町四丁目14番) (5) 旧弁天踏切付近 (小金井市貫井北町一丁目1番) 	平成28年 月 日
<p>東小学校 (4台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) Y字路付近 (小金井市東町一丁目14番) (2) 東大通りから東側に入った付近 (小金井市東町四丁目13番) (3) Y字路付近 (小金井市東町一丁目41番) (4) 連雀通りから南側に入った付近 (小金井市東町一丁目45番) 	平成28年 月 日
<p>前原小学校 (5台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前原小学校西門付近 (小金井市前原町三丁目4番) (2) 前原小学校南門付近 (小金井市前原町五丁目20番) 	平成28年 月 日

	<p>(3) 東八道路から北側に入ったT字路付近(小金井市貫井南町一丁目10番)</p> <p>(4) ガソリンスタンド北側付近(小金井市貫井南町一丁目24番)</p> <p>(5) ハナダイコン緑地バス停の東側付近(小金井市貫井南町二丁目5番)</p>	
本町小学校 (2台)	<p>(1) けやき通りT字路手前付近(小金井市本町五丁目37番)</p> <p>(2) 小金井保育園東側付近(小金井市本町五丁目6番)</p>	平成28年 月 日
緑小学校 (5台)	<p>(1) 浴恩館公園出入口付近(小金井市緑町三丁目2番)</p> <p>(2) 桜町病院西側交差点付近(小金井市桜町一丁目2番)</p> <p>(3) 本町新橋東側T字路付近(小金井市本町三丁目4番)</p> <p>(4) 緑児童館南側T字路付近(小金井市緑町四丁目18番)</p> <p>(5) 緑小学校東門付近(小金井市緑町四丁目15番)</p>	平成28年 月 日
南小学校 (5台)	<p>(1) はけの道沿い武蔵野自然公園北側公衆トイレ付近(小金井市中町一丁目1番)</p> <p>(2) はけの道沿いムジナ坂上付近(小金井市中町一丁目14番)</p> <p>(3) はけの道沿いムジナ坂下付近(小金井市中町一丁目14番)</p>	平成28年 月 日

(4) 東八道路から多磨霊園北側に
抜ける道付近（小金井市前原町
四丁目12番）

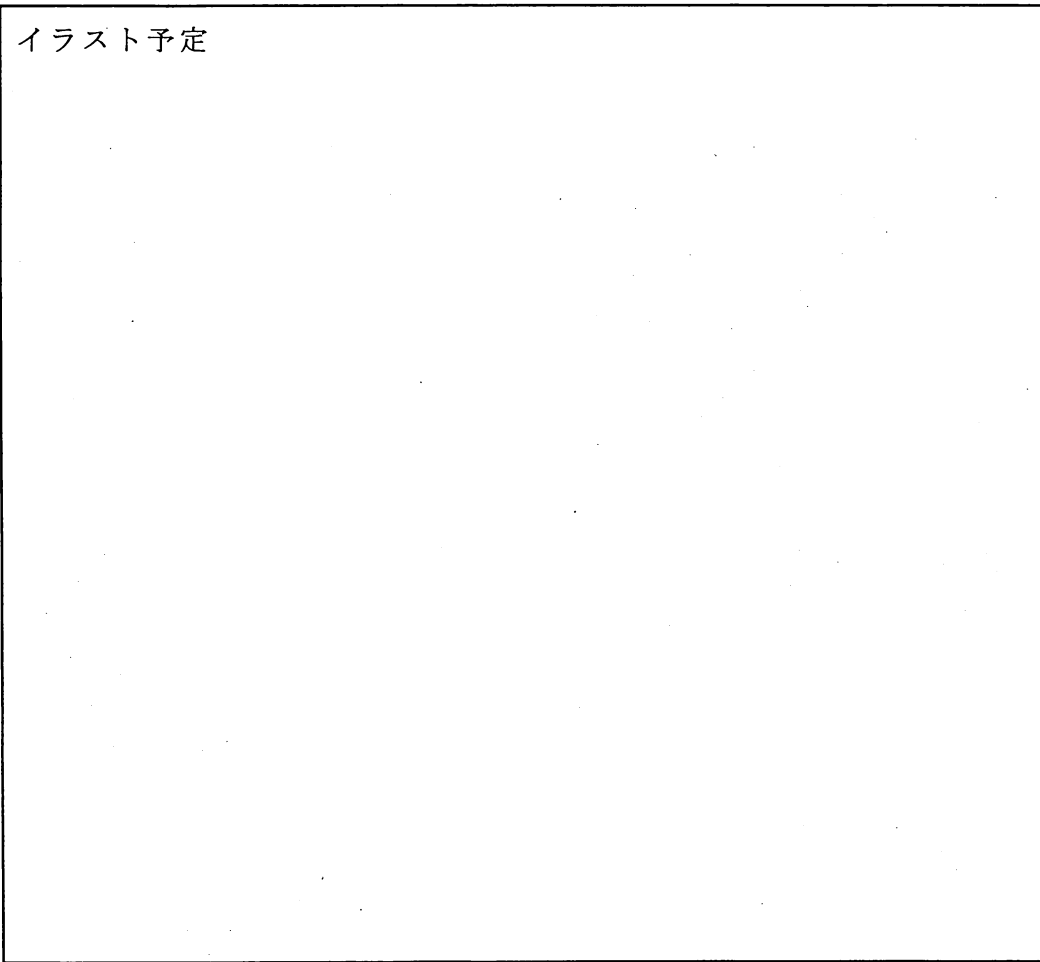
(5) 多磨墓地西門前交差点付近
（小金井市前原町四丁目2番）

国立大学法人東京学芸大学との協働研究における連携協力校の決定について

	小学校			中学校	
平成27 ～28年度	小金井第二小学校			南中学校	
平成29年度	小金井第三小学校	東小学校	南小学校	東中学校	
平成30年度	小金井第一小学校	小金井第四小学校	緑小学校	緑中学校	小金井第二中学校
平成31年度	前原小学校	本町小学校		小金井第一中学校	

第3次小金井市 子ども読書活動推進計画（素案）

イラスト予定



第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	市の取組と成果	4
3	今後の課題	5
第2章	第3次小金井市子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方	7
1	目的	7
2	基本方針	7
3	計画の期間	8
第3章	第3次小金井市子ども読書活動推進計画を推進するための取組	8
I	乳幼児	8
1	乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信	8
2	市立図書館による支援	9
3	保育園等、乳幼児と関わりのある諸機関における支援	10
II	小学生・中学生	11
1	各学校での支援	11
2	市立図書館による学校等への支援	13
3	市立図書館での支援	13
4	公民館、児童館、家庭文庫、地域文庫等での読書活動	13
III	YA（ヤング・アダルト）世代	14
1	YA（ヤング・アダルト）世代への読書活動の推進	15
IV	特別な支援を必要とする子ども	15
1	特別な支援を必要とする子どもへの取組	16
2	市立図書館による特別支援学校や療育施設等への支援	16
3	市立図書館の充実	17
第4章	オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進	18
1	各学校における読書活動を通したオリンピック・パラリンピック教育の推進 ..	18
2	市立図書館の取組	18
【参考】	第3次小金井市子ども読書活動計画 第3章 事業一覧表	19
【参考】	第3次小金井市子ども読書活動計画 第4章 事業一覧表	26

第1章 計画の策定にあたって

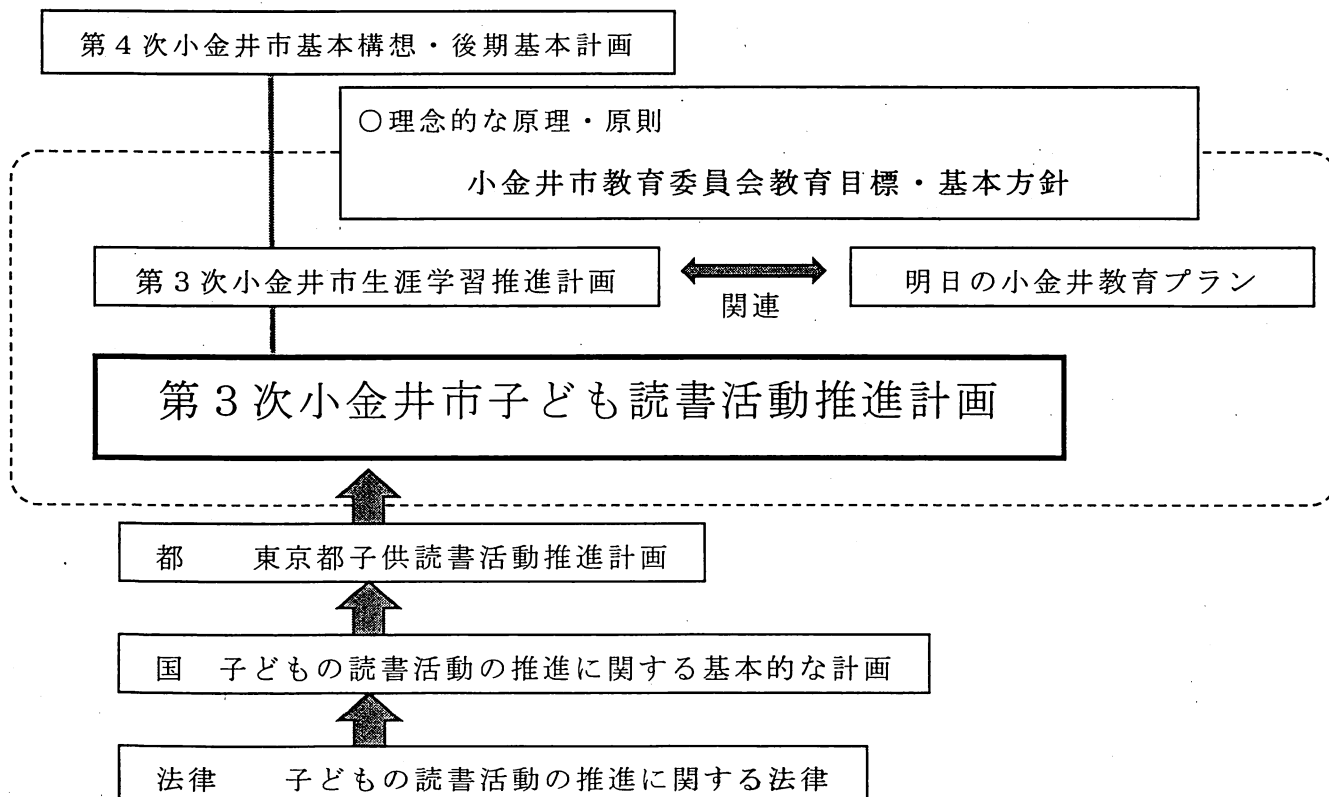
1 計画策定の背景

小金井市（以下「本市」という。）では、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月法律第154号。以下「法律」という。）に基づき、平成16年度から平成20年度までの5年間の計画として「小金井市子ども読書活動推進計画」を策定し、推進施策53項目を掲げ、一定の成果を上げてきました。平成20年度が終期となることから、引き続き本市の子ども^{※1}の読書活動推進のために、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画として「第2次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「第2次計画」という。）」を策定しました。

その後、第2次計画の上位計画である第2次小金井市生涯学習推進計画は、さらに上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画との計画期間のずれを解消するため、平成27年度まで延伸されました。これを受け、第2次計画についても平成27年度まで2年間延伸することとしました。

延伸した期間では、第2次計画で目標として掲げた施策項目の更なる充実等を目指して取り組む一方、新たに貫井北センターの開館に向けて準備を行ってきました。平成26年4月に貫井北センターが開館してからは、公民館と図書館が一体となった新規行事やYA（ヤング・アダルト）世代向けの行事等を実施してきました。

【図1：計画の位置づけ】



第3次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「本計画」という。）は、法律第9条第2項に基づき、第2次計画に続く本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

本計画の策定にあたっては、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）※²」（平成25年5月）及び東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画※³」（平成27年2月）の内容を参考としました。

また、本市の教育委員会の教育目標及び方針である以下の内容を踏まえて策定をしています。

小金井市教育委員会の教育目標

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

（平成20年1月24日 小金井市教育委員会決定）

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。

そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

そのために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

そのために、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成24年2月14日 小金井市教育委員会決定)

加えて、年齢に応じた取組、図書に触れる環境の整備、子どもが自主的に図書に触れる機会の創出等を検討しました。

さらに、平成32年に開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、日本の伝統・文化についての知識を広げ、新しい経験や体験を通じて、健やかな成長につながるよう検討しました。

※1：本計画における「子ども」は0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

乳幼児：0歳から7歳未満の小学校に上がる前の子ども

小学生・中学生：小学校、中学校等に通う子ども

YA（ヤング・アダルト）世代：おおむね15歳から18歳までの子ども

※2：国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は基本計画と言う。（以下第二次の基本計画は「第二次基本計画」といい、第三次の基本計画は「第三次基本計画」いう。）

※3：都の「東京都子供読書活動推進計画」は推進計画と言う。（第2次の推進計画は「第2次推進計画」と言い、第3次の推進計画は「第3次推進計画」言う。）

2 本市の取組と成果

本市では、平成21年度に第2次計画を策定してから、毎年度施策の実施状況を点検し、各種施策を実施してきました。

(1) 乳幼児

関係する各課との連携によって、読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するために、ブックスタート事業等を市民協働により継続的に実施し、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築を図りました。

また、図書館各館での読み聞かせを市民協働により継続的に実施し、図書に触れる機会を創出する取組を行ってきました。

(2) 小学生・中学生

小学生・中学生が、市立の小学校・中学校（以下「各学校」という。）で図書に触れる機会を作るために、司書の配置、朝読書の時間の設定、読書コンクールなどを行ってきました。また、図書館の図書を学級ごとに貸し出す団体貸出のサービスを各学

期に行うことにより、各学級での読書活動を推進してきました。

(3) YA（ヤング・アダルト）世代

平成26年4月に開館した図書館貫井北分室にも、本館に続いてYAコーナーを設けたことで資料の充実がなされました。また、貫井北センターではYA世代対象の事業を実施するなど、YA世代に対する読書活動の推進を行いました。

(4) 特別な支援を必要とする子ども

本市では、平成25年10月に小金井市児童発達支援センター「きらり」（以下「きらり」という。）を開設し、療育やその保護者のケアに力を入れてきました。図書館でも「きらり」と連携し、療育の一環として「きらり」に通う子どもたちの来館を手助けし、行動範囲の拡大をサポートしました。また、必要な図書を貸出し、「きらり」内の待合室などに置くなどの取組を行いました。

3 今後の課題

国の第三次基本計画では、第二次基本計画で指摘した、年齢が上がるにつれて子どもの読書離れが顕著になるという傾向が依然として改善されていないことが示されています。東京都においても同じ傾向であり、都の第三次推進計画では「小学生・中学生の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度）の結果から、

- ・ 1か月に1冊も本を読まない人（以下「不読者」という。）は、身近な人に「本を読んでもらったことがある」「本を読んであげたことがある」「一緒に図書館や書店に行く」「本の話をする」等の体験が少ない傾向があること
- ・ 不読者の環境の改善には、家庭や地域を含む社会全体で連携した取組が重要であること、また、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つような気運を高めることも重要であること
- ・ 学年が上がるにつれて、読書について影響を受ける身近な人は友人となる場合も考えられ、保護者や教員ではなく友人と本の話をするような場の提供も必要であること
- ・ 年齢が上がるにつれ、進学・就職の準備や部活動等、様々な活動が増える中高生には本を読む時間の確保とともに、限られた時間の中で充実した読書ができるような

働き掛けが必要となること

といった状況や課題が示されており、より一層、学校、地域及び図書館における読書環境の整備や家庭に対する読書活動の啓発が必要とされています。

同調査の本市の結果では、東京都平均よりも1か月に1冊も本を読まない人の割合(不読率)は低い状況となっており、これまでの取組による一定の成果が出ているものと考えられます。しかしながら、年齢が上がるにつれて子どもの読書離れが顕著となる傾向や、不読者の置かれた環境は東京都と同様のものとなっており、その改善に向け必要な取組も共通しています。

以上を踏まえた、本市での課題は次のとおりです。

(1) 乳幼児

就学前から読み聞かせ等で習慣的に本に触れることや印象に残る読書体験ができるようにするために、保護者から乳幼児へ読み聞かせをすることの重要性や、読み聞かせのための情報提供、保育所等の乳幼児が過ごす場に絵本が行き渡り、図書が身近なものとなる環境整備等の取組が必要です。

(2) 小学生・中学生

読書離れの傾向は、年齢が上がるにつれ顕著になっています。小学生・中学生が、自分自身が読みたいと思う本と出会い、読書の楽しさを知ってもらうことで、自主的な読書につながる取組が必要です。

(3) YA (ヤング・アダルト) 世代

YA世代は、進学、就職、部活等で本を読む時間の確保が困難な時期となります。YA世代が興味を持って読むような進学・就職に関する図書や部活動等に関する実用的な図書が身近にある環境を整えること、休息としての読書の啓発や催しの実施等の取組が必要です。

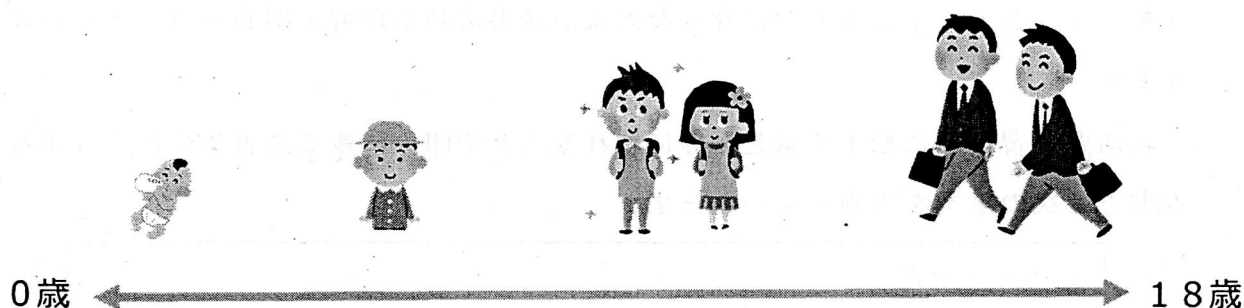
(4) 特別な支援を必要とする子ども

特別な支援を必要とする方に対する理解が進み、公共施設でも支援体制の整備を行っています。引き続きすべての子どもたちが図書を楽しめる環境となるように、さらなる整備が必要です。

第2章 第3次小金井市子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方

1 目的

本計画は、法律第2条に規定されている「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」を基本理念におき、図書を通じて豊かな感性・経験・知識等が生まれ、子どもの健やかな成長につながることを目的に策定しました。



2 基本方針

本計画では、子どもの成長段階に合わせて、関係施設との連携を主に考え、小金井市が今後5年間に実施する取組を明らかにします。

また、本計画は図書館が主体となり、庁内検討委員会及び作業部会の開催によって関係各課と協議した上で策定しました。本計画の推進における進捗状況については同委員会及び作業部会が点検を行っていきます。

さらに、都の推進計画に新たに追加されたオリンピック・パラリンピックへの理解・周知活動なども含めて本計画を策定しました。

これらを踏まえ、本計画は次に挙げる基本方針に則り策定します。

- (1) 1か月に1度は図書を読むように図書に触れる機会を作る。
- (2) 自主的に目的を持って本を読めるよう読書の質の向上を図る。
- (3) 図書の配置、関係施設との連携などによる図書の充実や読書環境の整備を図る。
- (4) オリンピック・パラリンピックに向けた新たな取組を行う。

3 計画の期間

本計画の推進期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて本計画の見直しをします。

第3章 第3次小金井市子ども読書活動推進計画を推進するための取組

I 乳幼児

読み聞かせは子どもにとって、読んだ物語が感情に働きかけ、子どもの感情を豊かにし、コミュニケーション能力や言語能力の発達につながります。また保護者が読み聞かせをすることで、子どもと共に身近な大人が読書活動に理解と関心を持つきっかけとなります。

乳幼児が習慣的に絵本や紙芝居等に触れることや印象に残る読書体験に寄与するため、本市では次の事業を実施していきます。

イラスト予定

1 乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信

(1) 乳幼児を育てる家庭への支援

本市では、読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するためにブックスタート事業を市民協働で実施しており、この取組を今後も継続していきます。

また、ボランティア団体等が主催する乳幼児へ読み聞かせを行うおはなし会等の情報が必要としている保護者の元に届くよう、更なる広報活動に努めていきます。

(2) 親子で遊べる広場での読書活動への支援

子ども家庭支援センター内にある親子あそびひろばでは、図書コーナーを設置し、年齢、季節を考慮した絵本を配置し、事業においても、絵本や紙芝居等の読み聞かせを実施しています。また、図書館及び地域サークルの情報を掲示するほか、毎月発行

する通信に絵本の紹介記事を掲載しており、今後も図書コーナーの活用や読み聞かせ、情報提供を行い、親子のコミュニケーションの充実を図ります。

2 市立図書館による支援

(1) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供

乳児向け推薦図書パンフレットの作成、季節ごとのテーマ展示や新刊本の展示により、図書館の本の周知に努めています。今後は図書館ホームページでの情報提供を進めるとともに、関係する方々への情報発信の方法を検討し、周知活動の拡充に努めます。

(2) 図書館へ行きやすい環境の整備

乳幼児を育てている方が図書館に行きやすい環境を作るために、限られたスペースの有効活用や、書架の配置の見直しにより、多くの乳幼児が利用しやすくなるよう努めます。また、関係各課の行事等でも図書に触れる機会を作ることができるよう連携を図ります。

(3) 絵本や紙芝居等の充実

保護者からの要望、関係機関の発信する情報や要望等を収集し、乳幼児向けの絵本や紙芝居等の充実を図ります。

(4) 図書館等での定期的なおはなし会の実施

図書館で実施するおはなし会では、乳幼児に読み聞かせる絵本や紙芝居の紹介だけでなく、ブックトークや手遊び、わらべ歌などを取り入れます。また、地域の状況に合わせたおはなし会ができるように検討を行っていきます。

併せて、図書館で実施しているおはなし会の周知だけでなく、関係団体が行っているおはなし会活動状況の情報リスト、マップ等を作り、情報提供システムの構築を図ります。

(5) 読み聞かせ活動の支援

地域や関係施設で読書活動やおはなし会活動をしているサークル、図書ボランティ

アの方との連携により、更に充実した活動ができるように支援をしていきます。

(6) 外国語を母語とする乳幼児への読書活動の支援

外国語を母語としている乳幼児の読書活動を支えるため、さまざまな言語（英語、中国語、韓国語等）の図書の実を図ります。

3 保育園等、乳幼児と関わりのある諸機関における支援

(1) 園児の読書活動への支援

絵本に親しみを持つように公立保育園の園内各所に絵本に関する手作り人形を展示し、絵本に親しみの持てる環境づくりに努めます。また、公立のみならず、私立保育園や幼稚園等における読書環境づくりについて、定期的開催している園長会等で情報交換をします。

(2) 保育園での絵本や紙芝居の充実

絵本や紙芝居の質の向上を図るために、絵本や紙芝居に関わる機関のおすすめ本リストなどを参考にして購入を検討します。

(3) 絵本に触れる環境づくり

乳幼児の手の届くところに絵本を置き、絵本を選びやすいようにするなどの配慮を行い、絵本に触れる環境の充実を努めます。

(4) 家庭への支援

クラスの懇談会等で乳幼児が好きな絵本や年齢にあった本、家庭で読むのに適した本の紹介を行うなど、家庭での読書活動の充実を支援します。

また、幼児クラスにおいては、保育園所蔵の絵本の貸し出しも継続して実施します。

(5) 絵本や紙芝居の読み聞かせ

職員間で保育に活かせる絵本や紙芝居の紹介や絵本や紙芝居の読み方等の情報交換を行うことにより、絵本や紙芝居を活用した保育活動の充実を目指します。

Ⅱ 小学生・中学生

小学生から中学生にかけては、本との接し方が変化します。小学校低学年では図書の楽しさに触れ、高学年になると自立して図書を読み、中学生になると目的や趣味等に応じて自ら図書を選定し、読書していきます。また、読書活動の多い小学生・中学生は、社会性、意欲、論理的思考等が高いということも言われています。

各学校では、各教科等における学習活動を通じて、目的に沿った読書活動により、小学生・中学生が読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるように支援しています。

また、小学校3年生を境に図書を読まなくなる割合が増えており、各学校図書館との連携を行いながら、自分自身が読みたいと思う図書と出会い、読書の楽しさ知り、目的に合わせた図書を選び、自主的な読書につながる機会を作るため、次の事業を実施します。

イラスト予定

1 各学校での支援

(1) 朝読書や各教科等における読書活動等の工夫

朝読書や読書週間等の全校一斉の読書活動やブックトーク、読み聞かせ等の読書活動を通して、本に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が本に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実を目指します。

(2) 読書活動推進計画の充実

司書教諭を中心に、全体で自校の実態や第3次小金井市子ども読書活動推進計画に基づいて読書活動推進計画を作成し、各学校図書館の活用をしていきます。指導の中で、年間指導計画に位置付けることにより、全教職員が連携して読書活動を推進し、今後は前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成して、より充実

した内容となるように努めます。

(3) 読書活動事例の共有

継続して各学校の読書活動の実践事例等を収集し、発表や情報交換の場を設け、小学生・中学生の読書経験や感想、各学校の実践事例等を家庭や地域等に周知できるように努めます。

また、各学校の読書活動や学級文庫の充実、子どもが読書に親しむ取組や指導等についての情報交換を継続し、自校においても実践できる読書活動を見つけ、読書活動の充実に努めていきます。

(4) 読書感想文コンクールへの参加

各学校の小学生・中学生を対象に読書感想文コンクールを行い、優れた作品を表彰しています。今後は更に応募する参加者数を増やし、表彰される小学生・中学生が増えるように努めます。

(5) 地域との連携

ブックトークや読み聞かせ、各学校図書館の図書整理や図書修理等のボランティア活動に、保護者や地域の人材の協力を得るよう、積極的に働きかけ、家庭・地域と連携し、充実した読書活動に努めます。

(6) 各学校図書館の整備

各学校図書館の運営において、学校図書館補助員が読書活動充実のための環境の保持に努めていることで、円滑に図書の貸出や返却等がおこなわれています。各学校図書館補助員の配置を継続し、各学校図書館が円滑に運営できるように努めます。

(7) 各学校図書館の充実

文部科学省からの通知により、学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するために国が定めた図書基準（「学校図書館基準」昭和34年文部省制定）及び学校図書館図書標準（平成5年3月29日付文部省初等中等教育局長決定）に従い、購入、修理、廃棄を計画的に行い、蔵書の充実を図るとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置等を行います。

2 市立図書館による学校等への支援

(1) 学校等の読書活動の支援

学校等が必要とする図書の貸出や充実に努めるとともに、学校への訪問等を行い、新たに図書に興味を持つ小学生・中学生が増えるよう努めます。

また、学校だけでなく関係各課の所管する施設への訪問や会議等へ参加し、図書に触れる機会を作ることができるように、関係各課との連携を図ります。

(2) 学校図書館との連携

学校図書主任等と情報交換を行い、また、学校からの質問や相談（レファレンス）に対応するなど、学校図書館が充実できるように支援していきます。

3 市立図書館での支援

(1) 図書館へ行きやすい環境の整備

4月23日の子ども読書の日、読書週間に行われる各種行事の情報を学校に提供するとともに、小学生・中学生や保護者、教職員の参加を促します。また、小学生・中学生が参加できるような行事を実施し、小学生・中学生や保護者に子ども読書の日、読書週間を周知し、図書館に来るきっかけ作りを検討します。

また、今後の図書館の位置づけや考え方を検討する際には、小学生・中学生が利用したいと感じ、興味を持つような図書館を目指して検討を行います。

(2) 図書等の充実

小学生・中学生からの要望、学校図書館との情報交換等を行い、より魅力的な図書等が充実するように努めます。

4 公民館、児童館、家庭文庫、地域文庫等での読書活動

(1) 公民館での読書活動の推進

公民館では、親子を対象とした絵本等の読み聞かせや朗読の講座等の実施を検討し、また、自主講座において読書活動を推進する企画による参加を奨励します。加えて、

企画実行委員の会議において読書推進の提案を行い、講座等を通じて充実した活動ができるように支援していきます。

また、読み聞かせや朗読の講座等において関係図書を紹介を行い、読書に触れる機会を増やします。

さらに、図書館との共催事業等を継続して行い、センターまつりにおいて図書館のリサイクル図書事業の周知等を行います。

(2) 公民館での広報活動

読書活動についての関連記事の掲載、公民館独自で作成するポスターによる広報、掲示板での情報提供回数を増やしていきます。

(3) 児童館での読書活動の推進

図書に触れる機会を増やすため、地域の関係団体が行う読み聞かせの場の提供を図ります。また、全館で紙芝居や読み聞かせ用の本を配架していますが、所蔵図書だけでなく、図書館の紙芝居等も積極的に活用し、充実した読書活動を目指します。

(4) 児童館・学童保育所の図書コーナーの充実

施設を利用する小学生・中学生が読書に興味を持つよう、各施設の読書活動の実態に合わせ、図書コーナーの充実を図ります。

(5) 家庭文庫や地域文庫等の読書活動への支援

図書館では、地域で活動している地域文庫・サークル等との連携により、小学生・中学生が図書に触れる機会を作っており、今後も各団体が活動しやすいように、情報提供や活動の支援ができるようにします。

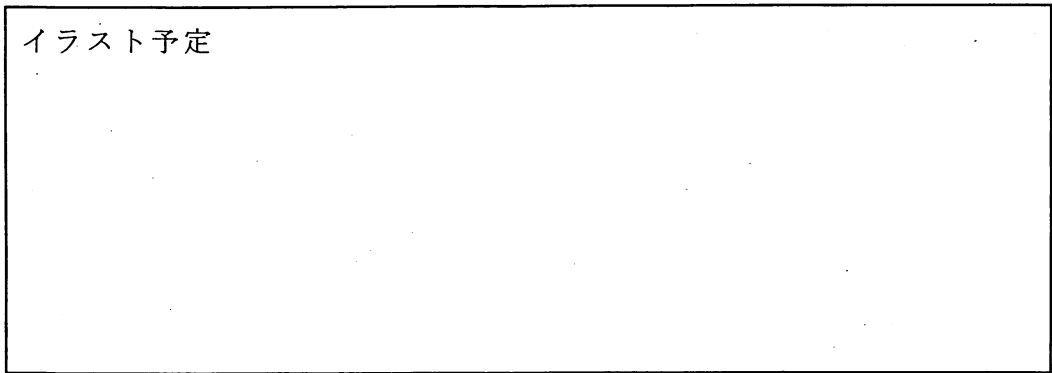
また、読書活動を行っている団体を含む各種団体の事業への支援を行い、読み聞かせ等の図書に触れる機会の充実に努めます。

Ⅲ Y A (ヤング・アダルト) 世代

Y A世代では、受験、部活動、進学等により読書に時間を割くことが難しく、また、読書の必要性が見いだせない世代です。時間を割いて読書することの意味や楽しさ、図

書から得られる情報などの活用について、活用事例の紹介、図書の楽しさに気付くきっかけづくりを行います。

また、Y A世代とは将来を考える重要な時期でもあり、関係施設とも連携を図り、図書に触れる機会を作るために次の事業を実施します。



1 Y A (ヤング・アダルト) 世代への読書活動の推進

(1) 各種行事の実施

年齢が上がっても継続して図書に興味をもてるように、Y A世代と情報交換を行い、ニーズの把握に努め、各種行事を開催します。

(2) 図書に触れる環境の整備

市内の大学等と連携し、図書離れの割合が高いY A世代への取組などについて検討し、地域で読書活動の推進ができるよう、図書離れしたY A世代が参加しやすい行事等を行い、図書に触れる環境作りを充実させます。

(3) 高校等との連携

高校等と積極的に情報交換を行い、Y A世代向けのおすすめ図書の紹介などを行い、充実した関係づくりを目指します。

IV 特別な支援を必要とする子ども

特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書に触れられる機会を作るため、子どもの特性や状況に応じた支援の体制を検討します。平成28年4月1日から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容も考慮し、利用しやすい環境を

創設するために、次の事業を実施します。

イラスト予定

1 特別な支援を必要とする子どもへの取組

(1) 各学校での取組

特別な支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書を選定し、特別な支援を必要とする子どもが読書に親しむことができるよう努めます。

(2) 関係各課への支援

関係各課の施設で特別な支援を必要とする子どもが来て図書に触れられる機会ができるように、情報提供や機器の選択の際に相談等の対応を行い、特別な支援を必要とする子どもたちが図書に触れる環境整備に協力します。

(3) 特別な支援を必要とする子どもが図書館等へ行くことへの支援

特別な支援を必要とする子どもたちが、図書館等へ行きやすくするための支援に努め、療育施設等と図書館との連携を図ります。

2 市立図書館による特別支援学校や療育施設等への支援

(1) 関係施設への情報提供

市内の特別支援学校や療育施設等と連携し、団体貸出や図書に関する情報提供を行い、支援します。

3 市立図書館の充実

(1) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

市立図書館の運営方針である「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」に基づき、図書と併せて読書に必要な福祉機器類等の購入も検討し、読書活動の支援に努めます。

(2) 読書環境への配慮

特別な支援を必要とする子どもやその保護者が、図書館に安心して来られるよう、環境の整備を検討します。

また、特別な支援を必要とする子どもが通う施設から図書館への来館希望がある場合には、本人への配慮と併せて他の図書館利用者へも配慮して対応等を検討します。

第4章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進

平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツだけでなく、日本の伝統や文化、また障がいに対する理解を深める必要があります。

本市では関係する各課が協力し、次の事業を実施します。

イラスト予定

1 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進

オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて、各学校図書館に、オリンピック・パラリンピックの歴史や日本の伝統・文化、国際理解教育、障がいに対する理解を深める書籍等の充実を図ります。

2 市立図書館の取組

(1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介

幅広い世代の方にオリンピック・パラリンピックについて知ってもらうため、子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況等を著した学習・参考図書の充実を目指します。

【参考】第3次小金井市子ども読書活動推進計画 第3章 事業一覧表

No	取組	施策項目	取組内容
I 乳幼児			
1 乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信			
1	(1) 乳幼児を育てる	ブックスタート事業の継続	読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するためにブックスタート事業を継続します。
2	家庭への支援	情報提供方法の充実	乳幼児のおはなし会を利用したいと考えている保護者の元に情報が届くよう、更なる広報に努めていきます。
3	(2) 親子で遊べる広場での読書活動への支援	図書コーナーの設置	親子あそびひろばに図書コーナーを設置し、年齢・季節を考慮した絵本を配置します。
4		読み聞かせ事業の実施	親子あそびひろばで絵本や紙芝居の読み聞かせ等を行い、親子のコミュニケーションの充実に努めます。
2 市立図書館による支援			
5	(1) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供	成長に合わせた絵本や紙芝居等の紹介	探している絵本や紙芝居等の情報提供ができるようにサービスの充実に努めます。
6		乳児向け推薦図書パンフレットの作成	子育て中の保護者等への情報提供の充実に努めます。
7		関係機関への情報発信の見直し	情報発信や関係する方々への情報提供方法を検討し、周知活動の拡充に努めます。
8	(2) 図書館へ行きやすい環境の整備	子育て世代への支援	乳幼児を連れた保護者等が安心して行きやすい環境の整備を検討します。
9		書架の見直し	市民サービス向上に向けて、限られたスペースを有効に活用します。
10		図書館行事の周知活動の充実	図書館で実施している行事について、図書館の中での掲示だけでなく、ホームページなどの活用により、幅広く周知活動を行い、利用者が増えるように努めます。

No	取組	施策項目	取組内容
11	(2) 図書館へ行きやすい環境の整備	関係各課との連携	子ども読書活動推進計画の作成に携わっている関係各課の行事等でも図書に触れる機会を作ることができるように、関係各課との連携を図ります。
12	(3) 絵本や紙芝居等の充実	絵本や紙芝居等の購入・寄贈・リサイクル等の活用	関係機関の発信する情報等を収集し、乳児向けの絵本や紙芝居等が充実できるように努めます。
13	(4) 図書館等での定期的なおはなし会の実施	おはなし会の充実	乳幼児に読み聞かせる絵本や紙芝居の紹介だけでなく、わらべ歌や手遊びなどについても周知できるように、おはなし会の内容の充実を図ります。
14		関係団体との連携	関係団体が実施するおはなし会がスムーズに行えるように、関係団体と連携を取り、周知方法の見直しや団体貸出サービス等の充実に向けた検討を行います。
15		地域の特長にあったおはなし会の検討	対象となる子どもの年齢や地域の状況を検討し、地域にあったおはなし会ができるように検討を行います。
16		おはなし会の情報整理	おはなし会の活動状況の情報リスト、マップ等を作り、情報提供システムの構築を図ります。
17	(5) 読み聞かせ講座の実施	関係団体への支援	関係団体の方の活動が更に充実するよう、講習会・講座・研修等の実施により支援します。
18	(6) 外国語を母語とする子供、帰国した児童への読書活動の支援	外国語図書の充実	外国語図書の充実を図ります。

No	取組	施策項目	取組内容
3 保育園等、乳幼児と関わりのある諸機関における支援			
19	(1) 園児への読書活動への支援	絵本に親しめる環境づくり	絵本に親しみを持つように公立保育園の園内各所に名作絵本の登場人物の手作り人形を展示し、絵本に親しみの持てる環境づくりに努めます。
20		関係団体との情報交換	私立保育園や幼稚園等における読書環境づくりについて、定期的を開催している園長会等で情報交換等を行います。
21	(2) 保育園での絵本や紙芝居の充実	絵本や紙芝居の購入・寄贈・リサイクル等の活用	絵本や紙芝居に関わる機関のおすすめ本リスト等を参考にして購入を検討します。
22	(3) 絵本に触れる環境づくり	園児が絵本に触れる工夫	乳幼児の手の届くところに絵本を置き、絵本に触れられる環境の充実に努めます。
23	(4) 家庭への支援	家庭への情報提供	家庭で読むのに適した本の紹介を行うなど、家庭での図書活動の充実に支援します。
24		絵本の貸出	幼児クラスの園児へ、保育園所蔵の絵本の貸出を行っていきます。
25	(5) 絵本の読み聞かせ	絵本や紙芝居を通した保育活動の充実	職員間での情報交換により、絵本や紙芝居を活用した保育活動の充実に目指します。
II 小学生・中学生			
1 各学校での支援			
26	(1) 朝読書や各教科等における読書活動等の工夫	読書機会の創出	本に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が本に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実に目指します。
27	(2) 読書活動推進計画の充実	充実した読書活動推進計画の作成	年間指導計画に位置づけ、前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成することにより、充実した読書活動ができるようにします。

No	取組	施策項目	取組内容
28	(3) 読書活動事例の共有	読書活動事例等 に関わる情報の 共有	各学校が情報交換を行い、児童・生徒の読書 経験や感想、各学校の実践事例等を家庭や地 域等にも周知していきます。
29		読書活動の充実	各学校が情報交換を行い、自校においても実 践できる読書活動を見つけ、読書活動の充実 に努めていきます。
30	(4) 読書感想文コンク ールへの参加	読書感想コンク ールの参加者の 増加	応募する参加者を増やし、表彰される児童・ 生徒を増やします。
31	(5) 地域との連携	充実した読書活 動の実施	ブックトークや読み聞かせ、図書整理や図書 修理等のボランティア活動に、保護者や地域 の人材の協力が得るよう働きかけます。
32	(6) 学校図書館の整備	学校図書館補助 員の配置日数の 継続	学校図書館補助員の配置している日数が継続 されるように検討します。
33	(7) 学校図書館の充実	図書に興味をも てる工夫	蔵書の充実を図るとともに、配架の工夫や推 薦図書コーナーの設置等を行います。
2 市立図書館による学校等への支援			
34	(1) 学校の読書活動支援	図書の充実	各学校等が必要とする図書の貸出や充実に努 めていきます。
35		学校等への訪問	各学校だけでなく関係施設への出前での読み 聞かせやブックトークを検討します。
36		関係各課との連 携	関係する施設への訪問や会議等へ参加し、図 書に触れる機会を作ることができるように、 関係各課との連携を図ります。
37	(2) 学校図書館との連携	学校図書館の充 実への支援	学校図書館が充実できるように、情報交換を 行い、また、学校からの質問や相談（レファ レンス）に対応するなど、学校図書館が充実 できるように支援していきます。

No	取組	施策項目	取組内容
3 市立図書館での支援			
38	(1) 図書館へ行きやすい環境の整備	行事の情報提供	読書週間に行われる各種行事の情報を学校に提供するとともに、子どもや保護者、教職員の参加を促します。
39		図書館に来るきっかけ作り	小学生・中学生が参加できるような行事を実施し、子ども読書の日、読書週間を周知し、図書館に来るきっかけ作りを検討します。
40		魅力ある図書館に向けた検討	今後の図書館の位置づけや考え方を検討する際には、児童・生徒が利用したいと感じ、興味を持つような図書館を目指して検討を行います。
41	(2) 図書等の充実	図書等の購入・寄贈・リサイクル等の活用	小学生・中学生からの要望、学校図書館との情報交換等を行い、より魅力的な図書等が充実するように努めます。
4 公民館、児童館、家庭文庫、地域文庫等での読書活動			
42	(1) 公民館での読書活動の推進	子育て世代への支援	親子を対象とした絵本等の読み聞かせや朗読の講座等の実施を検討し、また、自主講座において読書活動を推進する企画による参加を奨励します。
43		図書に触れるきっかけ作り	読み聞かせや朗読の講座等において関係図書の紹介、案内を行い、読書に触れる機会を増やします。
44		関係団体との連携	企画実行委員の会議において読書推進の提案を行い、講座等を通じて充実した活動ができるように支援していきます。
45		図書館との連携	図書館との共催事業等を行い、効果的に読書活動の推進を図ります。
46		リサイクル図書事業の周知	センターまつりでのリサイクル図書事業の周知等を行います。

No	取組	施策項目	取組内容
47	(2) 公民館での広報活動	情報提供の拡充	読書活動についての関連記事の掲載、公民館 独自で作成するポスターによる広報、掲示板 での情報提供回数を増やしていきます。
48	(3) 児童館での読書活動 の推進	図書に触れるき っかけ作り	地域の関係団体が行う読み聞かせの場の充実 を図ります。
49	(4) 児童館・学童保育所の 図書コーナーの充実	図書に触れるき っかけ作り	小学生・中学生が読書に興味を持つよう、各 施設の読書活動の実態に合わせ、図書コーナ ーの充実を図ります。
50	(5) 家庭文庫や地域文庫	関係団体への支 援	地域文庫・サークル等の活動ができるように、 情報提供や活動の支援になるように図書の充 実を目指します。
51	等の読書活動への支援	図書に触れるき っかけ作り	読書活動を行っている団体を含む各種団体の 事業への支援を行い、読み聞かせ等の図書に 触れる機会の充実に努めます。
Ⅲ Y A (ヤング・アダルト) 世代			
1 Y A (ヤング・アダルト) 世代への読書活動の推進			
52	(1) 各種行事の実施	各種行事の実施	年齢が上がっても継続して図書に興味をもて るように、Y A 世代と情報交換を行い、ニー ズの把握に努め、各種行事を開催します。
53	(2) 図書に触れる環境の 整備	図書に触れるき っかけ作り	図書離れの割合が高いY A 世代が参加しやす い行事等を行い、図書に触れる環境作りを充 実させます。
54	(3) 高校との連携	高校等との情報 交換	高校等と積極的に情報交換を行い、おすすめ 図書の紹介などを行っていき、充実した関係 づくりを目指します。

No	取組	施策項目	取組内容
IV 特別な支援を必要とする子ども			
1 特別な支援を必要とする子どもへの取組			
55	(1) 各学校での取組	図書の充実	子どもの状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書を選定し、特別な支援を必要とする子どもが読書に親しんでいけるよう努めます。
56	(2) 関係各課の支援	図書に触れる環境づくり	関係各課の施設で特別な支援を必要とする子どもが来て図書に触れられる機会ができるように、情報提供や機器の選択の際に相談等の対応を行い、特別な支援を必要とする子どもたちが図書に触れる環境整備に協力します。
57	(3) 支援の必要な子どもが図書館等へ行くことへの支援	療育施設等と図書館との連携	特別な支援を必要とする子どもたちが、図書館等へ行きやすくするための支援に努め、療育施設等と図書館との連携を図ります。
2 市立図書館による特別支援学校や療育施設等への支援			
58	(1) 関係施設への情報提供	関係施設との連携	市内の特別支援学校や療育施設等と連携し、団体貸出や図書に関する情報提供を行い、支援します。
3 市立図書館の充実			
59	(1) 特別な支援を必要とする子供の読書活動の支援	読書ができる環境への支援	本とあわせて読書に必要な福祉機器類等の購入も検討し、読書活動の支援に努めます。
60	(2) 読書環境への配慮	安心して来られる図書館への検討	特別な支援を必要とする子どもやその保護者が、図書館に安心して来られるよう、環境の整備を検討します。
61		来館希望への対応	特別な支援を必要とする子どもが通う施設から図書館への来館希望がある場合には、本人への配慮と併せて他の図書館利用者へも配慮して対応等を検討します。

【参考】第3次小金井市子ども読書活動推進計画 第4章 事業一覧表

No	取組	施策項目	取組内容
オリンピック・パラリンピック			
1 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進			
62	(1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進	オリンピック・パラリンピックに関連した読書活動	オリンピック・パラリンピック関連書籍コーナーを設置し、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動を充実させます。
2 市立図書館の取組			
63	(1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介	図書館の充実	幅広い世代の方にオリンピック・パラリンピックについて知ってもらうため、子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況などの図書館の充実を目指します。

教育委員会の今後の日程

平成27年10月13日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
本町小学校 開校50周年記念式典	10月23日(金) 午後1時45分	本町小学校	鮎川委員 福元委員 渡邊委員
第3回総合教育会議	10月28日(水) 午前11時00分	本庁舎3階 第一会議室	全委員
平成27年 第11回教育委員会定例会	12月1日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成27年 第12回教育委員会定例会	12月15日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員